

## 住民監査請求があった旨の監査委員からの通知（地方自治法第 242 条第 3 項）

番号	監査委員からの 通知日	件名 (請求日) (請求の趣旨)	関係部局
1	令和 4 年 11 月 21 日	鈴鹿市教育委員会に関する住民監査請求 (令和 4 年 11 月 17 日)  鈴鹿市教育委員会は鈴鹿市立中学校教職員（県費負担教職員）7 名に対して、週休日等の部活動指導に係る特殊勤務手当（2022 年 4 月度分）の支給を行っている。週休日等の部活動指導の時間は在校等時間として計上すべきものであるが、これらの教職員の場合、週休日等における在校等時間記録と特殊勤務手当の申請の際に申し出た部活動指導時間が一致していない。部活動指導の実績がないにも関わらず、特殊勤務手当を受給した場合、特殊勤務手当の返還等、必要な措置が執られることを求める。	教育委員会

番号	監査委員からの 通知日	件名 (請求日) (請求の趣旨)	関係部局
2	令和4年11月21日	<p>三重県教育委員会に関する住民監査請求 (令和4年11月17日)</p> <p>（  鈴鹿市立神戸中学校教職員（県費負担教職員）1名は三重県中学校体育連盟（以下、「三重県中体連」という。）の理事長でもある。  担当の校務分掌の1つとして「中体連・県事務局」（三重県中体連事務局）が割り当てられているが、三重県中体連は学校の外部団体であり、三重県中体連の業務が校務分掌とはなり得ず、また、三重県中体連事務局の業務が教職員の担う業務と業務内容が重なっているというわけではない。さらに、担当授業時間数は同校に勤務する他の県費負担教職員のほぼ全員が週あたり20数コマであるのに対して、当該教諭の場合は授業を一切受け持っていない。県費負担教職員に支払われている人件費は当然ながら教職員としての業務を行うことに対するものである。外部団体である三重県中体連の理事長をしていることを理由に校務の軽減が行われれば、県費から支出されている人件費が学校の外郭団体である三重県中体連のために利用されていることになり、不適切と言わざるを得ない。  当該教諭の給与・賞与の合計を年間700万円と仮定すると、それとほぼ同額の損害が県に与えられたことになる（当該教諭が授業を受け持っていないため）。そこで、県が被った損害を三重県中体連に請求するといった、必要な措置を執ることを求める。  ）</p>	教育委員会

